

議案第34号

上越市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正
について

上越市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
を次のように制定する。

令和8年2月27日提出

上越市長 小菅 淳 一

上越市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する
条例

上越市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年上越市条
例第70号）の一部を次のように改正する。

第13条中「第33条の10各号」を「第33条の10第1項各号」に改める。

第14条を次のように改める。

（児童対象性暴力等の防止）

第14条 家庭的保育事業者等は、法第34条の16第4項において準用する法第21条の
5の18第4項の規定に基づき、児童対象性暴力等（学校設置者等及び民間教育保育等事
業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和6年法律第69号）
第2条第2項に規定する児童対象性暴力等をいう。以下この条において同じ。）を防止し、
及び児童対象性暴力等が行われた場合に利用乳幼児を適切に保護するため、児童等対象業
務従事者（利用乳幼児と接する業務に従事する者のうち、支配性、継続性及び閉鎖性のあ
る環境の下で当該利用乳幼児に接するものをいう。）に係る犯罪事実確認（同法第4条第
1項に規定する犯罪事実確認をいう。）その他の必要な措置を講じなければならない。

第18条第2項を次のように改める。

2 家庭的保育事業者等は、前項の規定にかかわらず、次の表の左欄に掲げる健康診断又は
健康診査（母子保健法（昭和40年法律第141号）第12条又は第13条に規定する健
康診査をいう。同表において同じ。）（以下この項において「健康診断等」という。）が
行われた場合であって、当該健康診断等がそれぞれ同表の右欄に掲げる健康診断の全部又
は一部に相当すると認められるときは、同欄に掲げる健康診断の全部又は一部を行わない
ことができる。この場合において、家庭的保育事業者等は、それぞれ同表の左欄に掲げる
健康診断等の結果を把握しなければならない。

| | |
|---------------------|---------------------|
| 児童相談所等における乳児又は幼児（以下 | 利用乳幼児に対する利用開始時の健康診断 |
|---------------------|---------------------|

| | |
|-----------------------|--------------------------------------|
| 「乳幼児」という。)の利用開始前の健康診断 | |
| 乳幼児に対する健康診査 | 利用乳幼児に対する利用開始時の健康診断、定期の健康診断又は臨時の健康診断 |

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第14条の改正規定は、令和8年12月25日から施行する。